

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、木田郡三木町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平木下所地区）を行うことについて令和3年10月14日適当と決定した。

その関係書類を三木町農林課において令和3年10月29日から同年11月18日まで縦覧に供する。

令和3年10月22日

香川県知事 浜 田 恵 造